諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成26年4月4日(平成26年(行情)諮問第174号)

答申日:平成29年2月10日(平成28年度(行情)答申第723号)

事件名:「東日本大震災災害派遣行動史の編さん準備について(通達)」に基

づき報告された文書の一部開示決定に関する件

# 答 申 書

# 第1 審査会の結論

「「東日本大震災災害派遣行動史の編さん準備について(通達)」に基づき陸上幕僚長に報告された行動史基礎資料の全て。\*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。」(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に対し、別紙1に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙3に掲げる部分を開示すべきである。

# 第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成25年12月20日付け防官文第16905号により、防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1)本件対象文書の本来の電磁的記録形式を特定し明示するとともに、当該形式による複写の交付を求める。また、本件対象文書の電磁的記録がWord等で作成されたものであれば、その履歴情報ないし変更履歴が残されている場合があり、これについても組織共有文書に該当するので、その特定を求める。
- (2) 本件対象文書をありのままのデータ形式で開示するよう求める。
- (3) 複写の交付について、本件対象文書の全ての内容が複写されたものであるかの確認を求める。
- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付けでででででででででである。) として開示されなかった情報が存在するなら、 改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

(5) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容 を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

# 1 理由説明書

#### (1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として、「東日本大震災災害派遣(原子力災害派遣含む。)行動史編さん資料について(報告)(北方防第567号電。23.11.24)」ほか29文書を特定した。

本件開示請求については、法11条を適用して平成25年12月20日まで開示決定等の期限を延長した上で、まず、平成24年4月16日付け防官文第5193号により、「東日本大震災災害派遣(原子力災害派遣含む。)行動史編さん資料について(報告)(北方防第567号電。23.11.24)の模写電報起案紙」について開示決定を行い、別紙1に掲げる残余の行政文書(本件対象文書)について、その一部が法5条1号、2号、3号及び5号の不開示情報に該当することから、平成25年12月20日付け防官文第16905号により当該部分を不開示とする一部開示決定(原処分)を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

# (2) 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び理由は別紙2のとおりであり、 法5条1号、2号、3号及び5号に該当するため不開示とした。

#### (3) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」(別件訴訟における準備書面)である。本件開示決定通知書では電磁的記録形式の特定明示が行われておらず、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」が特定されたのか不明である。そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の電磁的記録形式の特定明示を行うとともに、その電磁的記録形式での複写の交付を求める。」として本件対象文書の本来の電磁的記録形式の特定明示を求めるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。

また、電磁的記録形式での複写の交付については、原処分において、本件対象文書の一部を不開示としていることから、特定した電磁的記録をデータ形式のまま開示した場合、不開示とした情報が復元され、その内容が判明するおそれがあるため、開示の実施に当たっては、不

開示とした部分に被覆を施した電磁的記録を用紙に出力し、それをスキャナにより読み取ってできたPDFファイル形式をCD-Rに複写し、かつ、コピー等を制限する設定を行うことなく交付したものであり、当該開示の実施方法は適正に処理されている。

- イ 異議申立人は、「情報公開の事務手続に関する国の統一指針である「情報公開事務処理の手引」(平成18年3月 総務省行政管理局情報公開推進室)は、「開示の実施においては、行政文書をありのまま開示する」(23枚目)として、「原則として加工はしない」(同上)としている。したがって本件対象文書の電磁的記録の開示に当たっては、当該電磁的記録をそのままのデータ形式で開示すべきである。また同様な趣旨で本件対象文書の電磁的記録の開示に当たっては、コピー等に制限を掛けるセキュリティ設定等を行わずそのままのデータ形式で開示すべきである。」として本件対象文書をありのまま開示することを求めるが、上記アのとおり、当該開示の実施の方法は適正に処理されている。
- ウ 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、原処分において、スキャナにより読み取ってできたPDFファイル形式への変換による情報の欠落がないか、本件対象文書と開示した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している部分はないことを確認しており、当該開示の実施の方法は適正に処理されている。
- 工 異議申立人は、「処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに「本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける」複写の交付は、法に反する」として当該情報についても、開示・不開示の判断を改めて求めるが、原処分に当たっては、本件対象文書について慎重に確認を行った上で判断をしたものである。
- オ 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として一部に対する不開示決定の取消しを主張するが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記(2)のとおり同条1号、2号、3号及び5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- カ 以上のことから、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、原処分 を維持することが適当である。
- 2 補充理由説明書

- (1)本件対象文書のうち、文書3の85ページにおいて不開示とした埼玉県防災課災害対策本部の担当者の氏及び電話番号は、個人に関する情報であり、これを公にした場合、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示としたが、当該不開示部分は、埼玉県の災害対策本部の電話番号も含まれており、これを公にした場合、いたずらや偽計等に使用され、緊急の連絡に支障を来すなど、地方公共団体の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とする。
- (2)本件対象文書のうち、文書22の別冊第3の86ページ及び110ページの回答欄の1段目において不開示とした部分は、個人に関する情報であり、これを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示としたが、当該不開示部分は、陸上自衛隊の指揮系統及び通信システムに関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とする。

# 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成26年4月4日

諮問の受理

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月14日

審議

④ 同月22日

異議申立人から意見書を収受

⑤ 平成28年9月13日

本件対象文書の見分及び審議

⑥ 平成29年1月10日

諮問庁から補充理由説明書を収受

⑦ 同年2月8日

審議

# 第5 審査会の判断の理由

- 1 本件対象文書等について
- (1)本件対象文書は、陸上幕僚監部で「東日本大震災災害派遣行動史」 (以下「行動史」という。)を編さんするための資料として、各方面総 監等から陸上幕僚長に報告された文書であり、処分庁は、その一部を法 5条1号、2号、3号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を 行った。

これに対し、異議申立人は本件対象文書の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は法5条6号柱書きの不開示理由を追加した上で原処分を維持することが適当としている。

(2) 当審査会において確認したところ、開示実施文書においてマスキング されている部分の一部(文書27の97頁目の不開示部分)について、 行政文書開示決定通知書では不開示とした部分として明示されていない ことが認められた。

その理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたと ころ、行政文書開示決定通知書の不開示とした部分への記載漏れとのこ とであった。

しかしながら、原処分は、行政文書開示決定通知書に表示されたとおりの内容で行われたと解すべきであり、当該部分は、原処分(開示決定通知書)において開示された部分と認められるから、異議申立ての対象外と解されるので、当審査会では、当該部分の不開示情報該当性についての判断は行わない。

- (3)以上を前提として、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書 の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。
- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1)本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は次のとおりであった。
  - ア 本件対象文書は、陸上自衛隊の各方面総監等から紙又は電磁的記録 によって陸上幕僚長に報告された文書である。
  - イ 処分庁が行政文書開示決定通知書で異議申立人に示したとおり、本件対象文書はA4判用紙で2、284枚であるが、うち294枚については紙でのみ保有しており、電磁的記録は保有していない。
  - ウ 陸上幕僚長は、各方面総監等に報告させるに当たり、報告文書の様式は随意としつつも、行動史の編さんに必要な図や写真等は電磁的記録により別送するよう指示しており、陸上幕僚監部において、本件対象文書のうち、別紙や別冊等の大部分については電磁的記録を保有しているが、各文書のかがみや主に文章のみで構成されているような一部の資料については、その必要がないため紙媒体でのみ報告を受けた。
- (2) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、各文書のかがみについては、公印や受領印の押印のほか、手書きの部分等が存することから、紙媒体であると認められる。

また、本件対象文書が行動史の編さんのために用いられるものであることを踏まえると、各文書のかがみや主に文章のみで構成されているような一部の資料について、紙媒体でのみ報告を受け電磁的記録は保有していないとする上記(1)ウの諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえず、ほかに電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって,防衛省において,本件対象文書の外に,本件請求文書に 該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

- 3 不開示情報該当性について
- (1)個人に関する情報
  - ア 写真の顔部分について

別紙2の番号1(55頁に係る部分を除く。), 4, 5(85頁, 408頁ないし410頁, 414頁, 415頁及び417頁ないし419頁に係る部分を除く。), 9(197頁及び200頁ないし202頁に係る部分を除く。), 15(587頁に係る部分を除く。), 22, 23, 31, 33(51頁及び52頁に係る部分を除く。), 34, 35, 44, 46及び51に掲げる部分は,自衛隊員,自衛隊員以外の行政機関の職員,外国政府の職員及び民間人の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法 5 条 1 号ただし書該当性を検討するに当たり、写真の顔部分を公にする慣行の有無、範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、防衛省においては、自衛隊員のうち将官(将補以上の階級の者を指す。)等の顔写真については公にする慣行があるとのことであった。そうすると、当該部分のうち自衛隊員の写真については、将官等以外の自衛隊員の写真であるため、法 5 条 1 号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

また、諮問庁によれば、自衛隊員以外の行政機関の職員について、 当該行政機関に確認したところ、当該職員の写真の顔部分を公にする 慣行はないとのことであり、さらに、外国軍人及び民間人についても、 その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情はないこと から、いずれも法 5 条 1 号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及 びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

さらに、写真の顔部分は、個人識別部分であり法6条2項による部分開示の余地もないので、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、番号9の193頁及び194頁の特定町の町長に係る写真の顔部分については、当審査会事務局職員をして確認させたところ、原処分時点で既に当該特定町のホームページにおいて公表されており、法5条1号ただし書イの慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められるから、開示すべきである。

#### イ 自衛隊員以外の者の個人名について

別紙2の番号1の55頁に係る部分、番号5の85頁(電話番号を除く。),408頁,409頁,414頁,417頁ないし419頁に係る部分、番号9の197頁,200頁ないし202頁に係る部分、番号15の587頁に係る部分並びに番号33の51頁及び52頁に係る部分には、自衛隊員以外の者の個人名が記載されていることが認

められる。

当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認めるべき事情もなく、個人識別部分であり法6条2項による部分開示の余地もないので、不開示とすることが妥当である。

# ウ メールアドレスについて

別紙2の番号5の410頁,415頁に係る部分には,民間人のメールアドレスが記載されていることが認められる。

当該部分は、法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしいに該当すると認めるべき事情もなく、個人識別部分であり法 6 条 2 項による部分開示の余地もないので、不開示とすることが妥当である。

# エ 隊員の活動所見について

別紙2の番号39(86頁及び110頁の各「回答」欄の1段目の不開示部分を除く。),40及び45に掲げる部分には,災害派遣に参加した隊員の災害派遣活動に対する率直かつ個人的な見解が記載されていることが認められる。

当該部分は、当該所見の記載者の所属、階級及び氏名とともに一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしいに該当すると認めるべき事情は存しない。また、当該所見の記載者の氏名等は開示されているから、法6条2項による部分開示の余地もないので、不開示とすることが妥当である。

#### (2)法人その他の団体に関する情報

別紙2の番号3,13及び18に掲げる部分には、報道機関の名称が記載されていることが認められる。

しかしながら、当該部分は、これを公にしても、被災地において自衛隊に激励の声を掛けた特定の報道機関の名称や、報道機関ごとの災害派遣等に関する取材・報道の概要等が明らかになるにすぎないため、諮問庁が説明するような当該報道機関の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、法 5 条 2 号の不開示情報に該当するとは認められないので、当該部分は開示すべきである。

#### (3) 陸上自衛隊の編成に関する情報

別紙2の番号10,20,28,30及び47に掲げる部分には、陸上自衛隊の編成に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、

自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4)陸上自衛隊の行動及び運用、指揮系統及び通信システム、燃料の貯蓄 量並びに可動航空機に関する情報

別紙2の番号2,6ないし8,11,14,16,17,19,21,24,27,29,32,36ないし38,39(86頁及び110頁の各「回答」欄の1段目の不開示部分のみ),41ないし43,48及び50に掲げる部分には、陸上自衛隊の行動及び運用、指揮系統及び通信システム、燃料の貯蓄量並びに可動航空機に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力、 指揮統制要領並びに通信の手法及び内容等が推察され、自衛隊の任務の 効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれが あると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる ので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 米軍の行動及び運用に関する情報

別紙2の番号12及び49に掲げる部分には、米軍の行動及び運用に 関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、米軍に不利益を与えるおそれがあり、我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、 法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 陸上自衛隊の警備に関する情報

別紙2の番号26に掲げる部分には、陸上自衛隊における警備の実施に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の警備態勢等が明らかとなり、各種妨害行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとることなどにより、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(7) 刑事事件発生件数に関する情報

別紙2の番号25に掲げる部分には、陸上自衛隊における平成19年から平成23年までの刑事事件の発生件数に関する情報が記載されていることが認められる。

しかしながら、当該部分には、陸上自衛隊における方面隊別の刑事事

件の発生件数の推移とそこから読み取れる事柄、既に公になっている事柄などが記載されているにすぎないため、これを公にしたとしても、諮問庁が説明するような不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められず、法5条5号の不開示情報に該当するとは認められないので、当該部分は開示すべきである。

# (8) 地方公共団体の調整事務に関する情報

別紙2の番号5の85頁に係る部分(担当者名を除く。)には,災害物資の輸送について調整を行う際に使用された特定地方公共団体の電話番号が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、緊急の連絡に支障を来すなど、特定地方公共団体の調整事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法 5 条 6 号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

# 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

# 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号、3号及び5号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号、2号、3号、5号及び6号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、また、別紙3に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙3に掲げる部分は、同条1号、2号及び5号に該当せず、開示すべきであると判断した。

#### (第4部会)

委員 鈴木健太,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子

### 別紙1(本件対象文書)

- 文書1 東日本大震災災害派遣(原子力災害派遣含む。)行動史編さん資料について(報告)(北方防第567号電。23.11.24)(模写電報起案紙を除く。)
- 文書 2 東日本大震災災害派遣(原子力災害派遣含む。)行動史編さん資料に ついて(報告)(北方防第116号電。24.3.5)
- 文書3 東日本大震災災害派遣行動史の編さん資料について(報告)(東方防 第140号。24.2.24)
- 文書4 東日本大震災災害派遣行動史編さん基礎資料について(報告)西方防 第627号電(23.10.18)
- 文書 5 東日本大震災災害派遣行動史基礎資料について(報告)(中即集団防 第731号電。23.10.28)
- 文書 6 通信団東日本大震災災害派遣行動史基礎資料について(報告)(通団 第1834号。23.11.28)
- 文書7 東日本大震災災害派遣行動史の編さんに係る基礎資料について(報告)(警務第1354号。23.11.2)
- 文書8 東日本大震災災害派遣行動史基礎資料について(報告) (中情第82 6号。23.8.1)
- 文書9 東日本大震災災害派遣行動史基礎資料について(報告) (中会第51 2号。23.10.31)
- 文書 1 0 東日本大震災災害派遣行動史基礎資料について(報告) (会監第 3 9 号。 2 4 . 2 . 6)
- 文書 1 1 東日本大震災災害派遣行動史編さん準備について(報告)(中音第 2 2 6 号。 2 3 . 7 . 6 )
- 文書12 東日本大震災災害派遣行動史基礎資料について(報告) (中管気第 464号。23.12.22)
- 文書 1 3 東日本大震災災害派遣行動史について(報告)(自情保第 1 4 1 7 号。 2 3 . 1 1 . 1 0)
- 文書14 東日本大震災災害派遣行動史基礎資料について(報告) (体学企第41号。23.8.8)
- 文書16 東日本大震災災害派遣行動史基礎資料(災害派遣活動中の諸施策等)について(報告)(幹学企第60号電。23.11.30)
- 文書 1 7 東日本大震災災害派遣行動史基礎資料の提出について(報告) (幹 候学企第 4 5 号。 2 3. 8. 2 5)

- 文書18 東日本大震災災害派遣行動史の基礎資料について(報告)(富学企 第557号。23.12.14)
- 文書 1 9 東日本大震災行動史基礎資料(千葉県災害派遣)(2 3 . 1 0 . 3 1 陸上自衛隊高射学校)
- 文書20 東日本大震災災害派遣行動史の編さん準備について(報告)(航学 企第393号電。23.10.21)
- 文書 2 1 東日本大震災災害派遣行動史について(報告) (施学企第70号。 23.6.27)
- 文書22 東日本大震災災害派遣行動史基礎資料について(報告)(通学企第 172号電。23.10.18)
- 文書23 東日本大震災災害派遣行動史基礎資料について(報告) (武学企第 201号。23.12.27)
- 文書24 東日本大震災災害派遣行動史の基礎資料について(報告) (需学研 第13号。23.10.4)
- 文書25 東日本大震災災害派遣行動史基礎資料について(報告) (輸学企第93号。23.9.6)
- 文書26 東日本大震災災害派遣行動史基礎資料について(報告)(衛学企第 219号。23.10.31)
- 文書 2 7 東日本大震災災害派遣行動史編さん基礎資料の作成について(報告)(化学企第 1 7 7 号。 2 3 . 1 2 . 2 1)
- 文書28 東日本大震災災害派遣行動史について(報告)(高工学企第86号。 23.8.26)
- 文書29 東日本大震災災害派遣行動史基礎資料について(報告) (補統装計 第562号。23.10.28)
- 文書30 東日本大震災災害派遣行動史の編さんについて(報告)(中病総第 1138号。23.11.1)

別紙2 (原処分において不開示とした部分及び理由)

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書	21頁から25頁まで,4	個人に関する情報であり、これを公
	1	0頁, 41頁, 55頁及び	にした場合、特定の個人を識別する
		56頁のそれぞれ一部	ことができることから,法5条1号
			(同号ただし書イに該当するものを
			除く。)に該当するため不開示とし
			た。
2	文書	49頁の一部	陸上自衛隊の行動及び運用に関する
	1		情報であり、これを公にした場合、
			自衛隊の運用要領及び能力が推察さ
			れ、自衛隊の任務の効果的な遂行に
			支障を及ぼし、ひいては我が国の安
			全を害するおそれがあることから、
			法5条3号に該当するため不開示と
			した。
3	文書	53頁の一部	法人その他の団体に関する情報であ
	1		り,これを公にした場合,法人等の
			競争上の地位その他正当な利益を害
			するおそれがあることから,法5条
			2号に該当するため不開示とした。
4	文書		個人に関する情報であり, これを公
	2	部	にした場合,特定の個人を識別する
			ことができることから,法 5 条 1 号
			(同号ただし書イに該当するものを
			除く。)に該当するため不開示とし
			た。
5	文書	4 3 頁, 5 1 頁, 8 5 頁,	個人に関する情報であり、これを公
	3	408頁から410頁ま	にした場合、特定の個人を識別する
		で、414頁、415頁及	
		び417頁から419頁ま	
		でのそれぞれ一部	除く。)に該当するため不開示とし
6	か書	E 0 百	た。  陸上中衛隊の燃料の貯蓄量に関する
0	文書 3	5 9 頁, 6 4 頁, 1 2 3	陸上自衛隊の燃料の貯蓄量に関する
	3	頁, 188頁, 287頁,	情報であり、これを公にした場合、
		289頁,297頁及び3	自衛隊の能力及び部隊運用が推察さ

			も   古生界のは独の共用的も ****に
		05頁のそれぞれ一部	れ、自衛隊の任務の効果的な遂行に
			支障を及ぼし、ひいては我が国の安
			全を害するおそれがあることから、
			法 5 条 3 号に該当するため不開示と
			した。
7	文書	92頁,119頁,182	陸上自衛隊の指揮系統及び通信シス
	3	頁, 183頁, 205頁の	テムに関する情報であり,これを公
		「通信」の項, 237頁,	にした場合、自衛隊の指揮統制要
		238頁,249頁,25	領,手法及び内容が推察され,自衛
		2頁, 257頁, 263	隊の任務の効果的な遂行に支障を及
		頁,264頁,266頁,	ぼし、ひいては我が国の安全を害す
		292頁及び295頁のそ	るおそれがあることから,法5条3
		れぞれ一部	号に該当するため不開示とした。
8	文書	205頁の「被ばく管理」	陸上自衛隊の行動及び運用に関する
	3	の項, 255頁及び302	情報であり、これを公にした場合、
		頁のそれぞれ一部	自衛隊の運用要領及び能力が推察さ
			れ、自衛隊の任務の効果的な遂行に
			支障を及ぼし、ひいては我が国の安
			全を害するおそれがあることから、
			法5条3号に該当するため不開示と
			した。
9	文書	107頁,113頁,11	個人に関する情報であり,これを公
	4	5頁, 129頁, 130	にした場合,特定の個人を識別する
		頁,133頁,139頁,	ことができることから,法5条1号
		140頁,144頁,14	(同号ただし書イに該当するものを
		8頁, 149頁, 151	除く。)に該当するため不開示とし
		頁, 152頁, 157頁,	た。
		159頁,163頁,16	
		8頁から171頁まで,1	
		73頁から175頁まで,	
		177頁,179頁から1	
		84頁まで、186頁、1	
		88頁から194頁まで、	
		196頁,197頁及び2	
		00頁から203頁までの	
		それぞれ一部	
1 0	文書	116頁の一部	陸上自衛隊の編成に関する情報であ

	4		り,これを公にした場合,自衛隊の
			態勢が推察され、自衛隊の任務の効
			果的な遂行に支障を及ぼし,ひいて
			は我が国の安全を害するおそれがあ
			ることから、法5条3号に該当する
			ため不開示とした。
1 1	文書	77頁,102頁,120	陸上自衛隊の行動及び運用に関する
	4	頁、136頁及び138頁	情報であり、これを公にした場合、
		のそれぞれ一部	自衛隊の運用要領及び能力が推察さ
			れ、自衛隊の任務の効果的な遂行に
			支障を及ぼし、ひいては我が国の安
			全を害するおそれがあることから、
			法5条3号に該当するため不開示と
			した。
1 2	文書	121頁の一部	米軍の行動及び運用に関する情報で
	4		あり、これを公にした場合、米軍に
			不利益を与えるおそれがあり, 我が
			国との関係に悪影響を及ぼすおそれ
			があることから、法5条3号に該当
			するため不開示とした。
1 3	文書	124頁から127頁まで	法人その他の団体に関する情報であ
	4	のそれぞれ一部	り、これを公にした場合、法人等の
			競争上の地位その他正当な利益を害
			するおそれがあることから、法5条
			2号に該当するため不開示とした。
1 4	文書	161頁の一部	陸上自衛隊の指揮系統及び通信シス
	4		テムに関する情報であり、これを公
			にした場合,自衛隊の指揮統制要
			領、手法及び内容が推察され、自衛
			隊の任務の効果的な遂行に支障を及
			ぼし,ひいては我が国の安全を害す
			るおそれがあることから、法5条3
			号に該当するため不開示とした。
1 5	文書	259頁, 274頁, 29	個人に関する情報であり、これを公
	5	1頁, 335頁から341	にした場合,特定の個人を識別する
		頁,347頁,348頁,	ことができることから,法 5 条 1 号
		352頁から355頁ま	(同号ただし書イに該当するものを

まで, 361頁から364 た。 頁まで、366頁から36 9頁まで, 376頁から3 78頁まで, 384頁から 386頁まで, 390頁, 393頁, 394頁, 39 6頁から405頁まで、4 08頁, 410頁, 412 頁から415頁まで、42 0頁, 422頁, 423 頁, 427頁, 429頁か ら431頁まで、433頁 から435頁まで, 438 頁, 440頁から442頁 まで、444頁、445 頁, 450頁から453頁 まで、456頁から458 頁まで、460頁から46 6 頁まで、468頁、47 0頁, 472頁, 479頁 から482頁まで、487 頁, 489頁から492頁 まで、494頁から498 頁まで, 500頁, 504 頁から511頁まで,51 6頁から518頁まで,5 20頁,527頁から52 9頁まで, 533頁, 53 9頁, 540頁, 543 頁,545頁から547頁 まで, 549頁, 558頁 から561頁まで, 563 頁から565頁まで,56 8頁から575頁まで、5 77頁,580頁,582

頁, 586頁, 587頁,

で、357頁から359頁 除く。) に該当するため不開示としまで、361頁から364 た

		E 0 0 = 4 > E 0 0 = 4	
		590頁から598頁ま	
		で,602頁,604頁,	
		607頁,608頁,61	
		1頁, 612頁, 615頁	
		から620頁まで, 623	
		頁,625頁,626頁,	
		634頁及び638頁のそ	
		れぞれ一部	
1 6	文書	13頁から17頁まで,	陸上自衛隊の行動及び運用に関する
	5	19頁,96頁,97頁,	情報であり、これを公にした場合、
		228頁及び325頁のそ	自衛隊の運用要領及び能力が推察さ
		れぞれ一部	れ、自衛隊の任務の効果的な遂行に
			支障を及ぼし、ひいては我が国の安
			全を害するおそれがあることから、
			法5条3号に該当するため不開示と
			した。
1 7	文書	3 4 頁, 3 5 頁, 3 7 頁,	陸上自衛隊の指揮系統及び通信シス
	5	53頁,75頁,77頁,	テムに関する情報であり、これを公
		88頁, 93頁, 104	にした場合、自衛隊の指揮統制要
		頁,106頁,127頁,	領、手法及び内容が推察され、自衛
		187頁,241頁,24	隊の任務の効果的な遂行に支障を及
		2頁, 278頁, 279頁	ぼし,ひいては我が国の安全を害す
		及び292頁のそれぞれ一	るおそれがあることから、法5条3
		部	号に該当するため不開示とした。
1 8	文書	121頁,125頁,16	法人その他の団体に関する情報であ
	5	5頁, 168頁, 175頁	り、これを公にした場合、法人等の
		及び176頁のそれぞれー	競争上の地位その他正当な利益を害
		部	するおそれがあることから,法5条
			2号に該当するため不開示とした。
1 9	文書	267頁の一部	可動航空機に関する情報であり、こ
	5		れを公にした場合、自衛隊の運用及
			び能力が推察され、自衛隊の任務の
			効果的な遂行に支障を及ぼし、ひい
			ては我が国の安全を害するおそれが
			あることから、法5条3号に該当す
			るため不開示とした。
2 0	文書	9頁, 16頁から22頁ま	陸上自衛隊の編成に関する情報であ

	6			り、これを公にした場合、自衛隊の
		のそれ	1ぞれ一部	態勢が推察され、自衛隊の任務の効
				果的な遂行に支障を及ぼし、ひいて
				は我が国の安全を害するおそれがあ
				ることから、法5条3号に該当する
				ため不開示とした。
2 1	文書	14頁	頁, 54頁から57頁	陸上自衛隊の指揮系統及び通信シス
	6	まで,	59頁,62頁及び	テムに関する情報であり、これを公
		6 3 頁	夏のそれぞれ一部	にした場合、自衛隊の指揮統制要
				領、手法及び内容が推察され、自衛
				隊の任務の効果的な遂行に支障を及
				ぼし、ひいては我が国の安全を害す
				るおそれがあることから、法5条3
				号に該当するため不開示とした。
2 2	文書	別紙	付紙第9の1枚目の	個人に関する情報であり、これを公
	7	第1	写真のうち顔部分	にした場合、特定の個人を識別する
2 3	文書		付紙第9の2枚目,	ことができることから、法5条1号
	7		3枚目及び6枚目の	(同号ただし書イに該当するものを
			それぞれ一部	除く。)に該当するため不開示とし
				た。
2 4	文書		付紙第1の一部	陸上自衛隊の行動及び運用に関する
	7			情報であり、これを公にした場合、
				自衛隊の運用要領及び能力が推察さ
				れ、自衛隊の任務の効果的な遂行に
				支障を及ぼし、ひいては我が国の安
				全を害するおそれがあることから,
				法5条3号に該当するため不開示と
				した。
2 5	文書	1	付紙第4の一部	震災発生に係る過去 5 年間における
	7			刑事事件発生件数に関する情報であ
				り、これを公にした場合、不当に国
				民の間に混乱を生じさせるおそれが
				あることから、法5条5号に該当す
				るため不開示とした。
2 6	文書	1	付紙第9の1枚目の	警備の実施に関する情報であり、こ
	7		写真上部及び下部の	
			部分	能力が明らかとなり、各種妨害行為
<u> </u>			mr / /	

			を敢行しようとする勢力等がこれに
			応じた措置をとることなどにより,
			自衛隊の任務の効果的な遂行に支障
			を及ぼし、ひいては我が国の安全を
			害するおそれがあることから、法5
			条3号に該当するため不開示とし
			た。
2 7	文書	別紙 別紙第2の一部	陸上自衛隊の行動及び運用に関する
	7	第2 付紙の1枚目及び2	情報であり、これを公にした場合、
		枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用要領及び能力が推察さ
			れ、自衛隊の任務の効果的な遂行に
			支障を及ぼし、ひいては我が国の安
			全を害するおそれがあることから、
			法5条3号に該当するため不開示と
			した。
2 8	文書	3頁の一部	陸上自衛隊の編成に関する情報であ
	8		り、これを公にした場合、自衛隊の
			態勢が推察され、自衛隊の任務の効
			果的な遂行に支障を及ぼし、ひいて
			は我が国の安全を害するおそれがあ
			ることから、法5条3号に該当する
			ため不開示とした。
2 9	文書	6頁及び8頁のそれぞれー	陸上自衛隊の指揮系統及び通信シス
	8	部	テムに関する情報であり、これを公
			にした場合、自衛隊の指揮統制要
			領、手法及び内容が推察され、自衛
			隊の任務の効果的な遂行に支障を及
			ぼし,ひいては我が国の安全を害す
			るおそれがあることから, 法 5 条 3
			号に該当するため不開示とした。
3 0	文書	13頁の一部	陸上自衛隊の編成に関する情報であ
	1 1		り、これを公にした場合、自衛隊の
			態勢が推察され、自衛隊の任務の効
			果的な遂行に支障を及ぼし、ひいて
			は我が国の安全を害するおそれがあ
			ることから、法5条3号に該当する
			ため不開示とした。

3 1	文書	21頁から25頁までのそ	個人に関する情報であり、これを公
	1 1	れぞれ一部	にした場合、特定の個人を識別する
			ことができることから、法5条1号
			(同号ただし書イに該当するものを
			除く。)に該当するため不開示とし
			た。
3 2	文書	4 頁から 6 頁までのそれぞ	陸上自衛隊の行動及び運用に関する
	1 2	れ一部	情報であり、これを公にした場合、
			自衛隊の運用要領及び能力が推察さ
			れ、自衛隊の任務の効果的な遂行に
			支障を及ぼし、ひいては我が国の安
			全を害するおそれがあることから、
			法5条3号に該当するため不開示と
			した。
3 3	文書	39頁, 40頁, 44頁,	個人に関する情報であり、これを公
	1 9	45頁及び47頁から52	にした場合、特定の個人を識別する
		頁までのそれぞれ一部	ことができることから、法5条1号
			(同号ただし書イに該当するものを
			除く。)に該当するため不開示とし
			た。
3 4	文書	属紙 2枚目, 3枚目及び	個人に関する情報であり、これを公
	2 0	第1 5枚目のそれぞれ一	にした場合、特定の個人を識別する
		部	ことができることから, 法 5 条 1 号
			(同号ただし書イに該当するものを
			除く。)に該当するため不開示とし
			た。
3 5	文書	3 頁及び 6 頁のそれぞれー	個人に関する情報であり、これを公
	2 1	部	にした場合、特定の個人を識別する
			ことができることから,法 5 条 1 号
			(同号ただし書イに該当するものを
			除く。)に該当するため不開示とし
			た。
3 6	文書	11頁の一部	陸上自衛隊の行動及び運用に関する
	2 1		情報であり、これを公にした場合、
			自衛隊の運用要領及び能力が推察さ
			れ、自衛隊の任務の効果的な遂行に
			支障を及ぼし、ひいては我が国の安

				全を害するおそれがあることから、
				法5条3号に該当するため不開示と
				した。
2.7	<b>+</b> =	1 0 =		<u></u> 中
3 7	文書	13貝	[の一部	陸上自衛隊の指揮系統及び通信シスト
	2 1			テムに関する情報であり、これを公
				にした場合、自衛隊の指揮統制要
				領、手法及び内容が推察され、自衛
				隊の任務の効果的な遂行に支障を及
				ぼし、ひいては我が国の安全を害す
				るおそれがあることから、法5条3
		_	Τ	号に該当するため不開示とした。
3 8	文書	別冊	2頁の一部	陸上自衛隊の行動及び運用に関する
	2 2	第1		情報であり、これを公にした場合、
				自衛隊の運用要領及び能力が推察さ
				れ、自衛隊の任務の効果的な遂行に
				支障を及ぼし,ひいては我が国の安
				全を害するおそれがあることから、
				法5条3号に該当するため不開示と
				した。
3 9	文書	別冊	1頁から5頁まで,	個人に関する情報であり,これを公
	2 2	第 3	7頁から57頁ま	にした場合、個人の権利利益を害す
			で, 59頁から71	るおそれがあることから,法5条1
			頁まで、73頁から	号に該当するため不開示とした。
			92頁まで,94頁	
			から99頁まで,1	
			04頁及び106頁	
			から137頁までの	
			それぞれ一部	
4 0	文書		58頁,72頁,9	
	2 2		3頁, 100頁から	
			103頁まで及び1	
			05頁の「回答欄」	
			の3段目から9段目	
			までの全て	
4 1	文書		6頁の一部	陸上自衛隊の指揮系統及び通信シス
	2 2			テムに関する情報であり、これを公
4 2	文書		58頁,93頁及び	にした場合、自衛隊の指揮統制要

	2 2	100頁から103	6 領, 手法及び内容が推察され, 自衛
		頁までの「回答欄」	隊の任務の効果的な遂行に支障を及
		の 1 段目のそれぞれ	いぼし、ひいては我が国の安全を害す
		一部	るおそれがあることから、法5条3
4 3	文書	72頁及び105頁	- 1号に該当するため不開示とした。
	2 2	の「回答欄」の2段	Į.
		目のそれぞれ一部	
4 4	文書	別冊 7頁及び14頁の一	- 個人に関する情報であり、これを公
	2 4	部	にした場合、特定の個人を識別する
			ことができることから, 法 5 条 1 号
			(同号ただし書イに該当するものを
			除く。)に該当するため不開示とし
			た。
4 5	文書	「東日本大震災 災害派遣	個人に関する情報であり、これを公
	2 6	参加活動所見」の1枚目か	ト にした場合、個人の権利利益を害す
		ら10枚目までのそれぞれ	1 るおそれがあることから,法 5 条 1
		一部	号に該当するため不開示とした。
4 6	文書	6頁, 10頁, 11頁, 2	2 個人に関する情報であり、これを公
	2 7	2頁から24頁まで,40	にした場合,特定の個人を識別する
		頁, 50頁, 51頁, 56	5 ことができることから,法 5 条 1 号
		頁, 57頁, 106頁, 1	(同号ただし書イに該当するものを
		08頁及び117頁から1	除く。)に該当するため不開示とし
		19頁までのそれぞれ一部	
4 7	文書	41頁の一部	陸上自衛隊の編成に関する情報であ
	2 7		り、これを公にした場合、自衛隊の
			態勢が推察され、自衛隊の任務の効
			果的な遂行に支障を及ぼし、ひいて
			は我が国の安全を害するおそれがあ
			ることから、法5条3号に該当する
	_		ため不開示とした。
4 8	文書	72頁の一部	陸上自衛隊の指揮系統及び通信シス
	2 7		テムに関する情報であり、これを公
			にした場合、自衛隊の指揮統制要
			領、手法及び内容が推察され、自衛
			隊の任務の効果的な遂行に支障を及
			ぼし、ひいては我が国の安全を害す
			るおそれがあることから、法5条3

			号に該当するため不開示とした。
4 9	文書	114頁及び116頁のそ	米軍の行動及び運用に関する情報で
	2 7	れぞれ一部	あり、これを公にした場合、米軍に
			不利益を与えるおそれがあり、我が
			国との関係に悪影響を及ぼすおそれ
			があることから、法5条3号に該当
			するため不開示とした。
5 0	文書	95頁の一部	陸上自衛隊の指揮系統及び通信シス
	2 9		テムに関する情報であり、これを公
			にした場合、自衛隊の指揮統制要
			領、手法及び内容が推察され、自衛
			隊の任務の効果的な遂行に支障を及
			ぼし、ひいては我が国の安全を害す
			るおそれがあることから、法5条3
			号に該当するため不開示とした。
5 1	文書	27頁及び28頁のそれぞ	個人に関する情報であり、これを公
	3 0	れ一部	にした場合、特定の個人を識別する
			ことができることから、法5条1号
			(同号ただし書イに該当するものを
			除く。)に該当するため不開示とし
			た。
L			· .

別紙3 (開示すべき部分)

番号	文書	具体的箇所
1	文書 1	別冊53頁の不開示部分の全て
2	文書 4	124頁ないし127頁の不開示部分の全て
3		193頁及び194頁の特定町の町長に係る写真の顔部分
4	文書 5	121頁,125頁,165頁,168頁,175頁及び
		176頁の不開示部分の全て
5	文書 7	付紙第4の不開示部分の全て